

住まい・施設の概要

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

■利用できる方 要介護1～5の方 要支援1・2の方

(※原則として山口市に住民票がある方が利用できます)

■サービスの内容

居宅の要介護者が、心身の状況や環境、利用者の希望に応じて、サービス拠点施設へ通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスを中心に随時、利用者の居宅での訪問サービスやサービス拠点施設での宿泊などを組み合わせたサービスの提供を行います。

※食費・居住費は保険給付対象外となり、各施設との契約により決定します。
詳細は、各施設にお問い合わせください。

看護小規模多機能型居宅介護

■利用できる方 要介護1～5の方

(※原則として山口市に住民票がある方が利用できます)

■サービスの内容

医療ニーズの高い要介護者の方に、看護と介護を一体的に提供するサービスです。

「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせたサービスで、「通い」「泊り」「訪問介護」「訪問看護」サービスを提供します。

※食費・居住費は保険給付対象外となり、各施設との契約により決定します。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・介護予防認知症対応型共同生活介護

■利用できる方 要介護1～5の方 要支援2の方(要支援1の方は利用できません)

(※原則として山口市に住民票がある方が利用できます)

■サービスの内容

認知症の状態にある要介護者等(認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者等を除く。)について、共同生活の中で、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や、機能訓練を行います。

※食費・居住費は保険給付対象外となり、各施設との契約により決定します。
詳細は、各施設にお問い合わせください。



介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

■利用できる方 要介護3～5の方

(※地域密着型の施設については、原則として山口市に住民票がある方が利用できます)

■サービスの内容

常時の介護が必要で、家庭での生活が困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

※食費・居住費は保険給付対象外となり、各施設との契約により決定します。
詳細は、各施設にお問い合わせください。

介護老人保健施設(老人保健施設)

■利用できる方 要介護1～5の方

■サービスの内容

病状が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや看護、介護が必要な要介護者に対し、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活の世話を行います。

※食費・居住費は保険給付対象外となり、各施設との契約により決定します。
詳細は、各施設にお問い合わせください。

介護療養型医療施設

■利用できる方 要介護1～5の方

■サービスの内容

病状が安定している長期療養患者のうち、常時の医学的管理が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行います。

※食費・居住費は保険給付対象外となり、各施設との契約により決定します。
詳細は、各施設にお問い合わせください。

養護老人ホーム

■利用できる方

おおむね65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な方が対象。市担当者をご本人の状態など確認させていただいたうえで、市の決定が必要となります。

■サービスの内容

食事は3食提供され、身の回りのお世話も行われます。

■利用対象要件等の問い合わせ先 山口市高齢福祉課

※入所要件を確認したのち、審査会等を経て施設の空き状況に応じて入所となります。



ケアハウス

■利用できる方

60歳以上(夫婦入所希望のある場合は、どちらかが60歳以上)の自立した生活のできる方

■サービスの内容等

在宅で独立して生活するには不安のある方が対象の施設です。

食事は3食提供され、居室内には簡単な台所やトイレ等が備わっています。

※利用料は利用者の収入や施設により異なりますが、1人1ヶ月あたり約7万円～14万円程度となります。
(食事等の生活費を含みます)

※その他、入居者個人が使用した電気、光熱費、及び介護保険サービス費については個人負担になります。

※各施設との契約となります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

軽費老人ホーム

■利用できる方

60歳以上(夫婦入所希望のある場合は、どちらかが60歳以上)の方

■サービスの内容等

身寄りのない方や、または家庭の事情等により家族との同居がむずかしい方が対象の施設です。

食事は3食提供され、必要に応じて身の回りのお世話も行います。

※利用料は、1人1ヶ月あたり約6万5千円～で、利用者の収入により異なります。
(食事等の生活費を含みます)

※その他、入居者個人が使用した電気代等は個人負担になります。

※各施設との契約となります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

サービス付き高齢者向け住宅

■利用できる方

おおむね60歳以上の方 ※各施設により入居要件が異なります。

■サービスの内容等

バリアフリー構造の高齢者専用の賃貸住宅で、ケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐し、状況把握サービスと生活相談サービスを提供します。

介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、介護保険の居宅サービスを利用しながら、生活することが可能です。

※介護保険サービスの利用に関する費用は、別途必要です。

※ケアの専門家とは、社会福祉法人・医療法人・指定居宅サービス事業所等の職員、養成研修修了者、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員等となります。

※各施設との契約となります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

有料老人ホーム

■利用できる方

おおむね60歳以上の方 ※各施設により入居要件が異なります。

■サービスの内容等

介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかを行う施設で、市内には、住宅型・介護付があります。

○住宅型

生活支援等のサービスがついた高齢者向けの居住施設です。

介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、介護保険の居宅サービスを利用しながら、生活することが可能です。

※介護保険サービスの利用に関する費用は、別途必要です。

○介護付

介護等のサービスがついた高齢者向けの居住施設です。

介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護(介護保険サービス)を利用しながら生活することが可能です。

※各施設との契約となります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

介護医療院

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する新たな介護保険施設として平成30年度から創設される予定となっており、具体的な介護報酬、基準等については今後明らかになる。

※平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた、介護療養型医療施設についてはその経過措置期間を6年間延長され、介護医療院に順次転換の予定とされている。

